

令和4年度滋賀県介護職員処遇改善支援補助金 交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を引き上げるために必要な経費を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 別表記載の介護保険施設または介護サービス事業所(滋賀県に所在するものに限る。以下「施設・事業所」という。)を運営し、かつ、次に定める要件を満たす市町および社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等の団体(以下「団体」という。)とする。

- (1) 令和4年2月分から賃金改善を行う旨、別途定める日までに知事あて報告していること。なお、令和4年3月以降に指定を受ける施設・事業所はこの限りではない。
- (2) 第6条に定める承認申請書を提出し、承認を受けていること。
- (3) 令和4年2月時点で介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または(Ⅲ)を算定しており、それ以降においても、同加算を継続して算定していること。

(補助対象事業)

第3条 令和4年2月から9月までの間、施設・事業所に従事する介護職員およびその他の職員(以下「介護職員等」という。)の賃金改善を補助金の交付対象事業とする。なお、本事業における賃金改善については、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 賃金改善の対象は、施設・事業所に勤務する介護職員とするが、施設・事業所において、その他の職員を賃金改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施すること。
- (2) 団体は、補助額に相当する介護職員等の賃金改善を実施しなければならない。なお、本事業における賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算の賃金改善額には含めないこと。
- (3) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。
- (4) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (5) 安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。)の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分および3月分については、この限りではない。
- (6) 原則として、団体は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改

定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。また、令和4年3月以降に指定を受ける施設・事業所はこの限りではない。

- 2 補助額については、同一の団体が運営する他の施設・事業所(補助金の対象である施設・事業所に限る。)における賃金改善に充てることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、基本給、手当(退職手当を除く。)、賞与、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分等の介護職員等の賃金改善にあてられた経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助額は、次号の計算によるものとする。

(1)補助額 $=a \times b \times c$ (1円未満の端数切り捨て)

- a 一月当たりの介護報酬総単位数(基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))
- b 1単位の単価
- c サービス別交付率(別表)

(承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、別紙様式1および次号に規定する介護職員処遇改善支援補助金計画書(以下「計画書」という。)を令和4年4月15日までに提出するものとする。なお、令和4年5月以降に指定を受ける施設・事業所については、別途定める日までに提出すること。

(1)計画書の作成

次の一から五までに掲げる事項について、別紙様式2-1および別紙様式2-2により作成すること。

一 補助金の見込額

賃金改善実施期間における補助金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額の総額(aの額からbの額を差し引いた額をいう。)であって、一の額を上回る額をいう。

a 補助金により実施される賃金の改善見込額を加えた介護職員等の賃金の総額

b 令和3年2月から9月までの8カ月間の介護職員等の賃金の総額。なお、これにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の介護職員等の賃金の総額を推定するものとする。

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額および他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。

四 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

五 賃金改善を行う賃金項目および方法

賃金改善を行う賃金項目(増額もしくは新設したまたはする予定である給与の項目の種類等(基本給、手当、賞与等))、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。

(交付申請)

第7条 規則第3条に定める交付申請書は、施設・事業所がサービス提供の翌月10日までに滋賀県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)へ提出する「介護給付費等請求書」の内容を基に、国保連がその内容を取りまとめ作成する「交付対象事業所一覧・明細等」の知事への提出をもって、提出があったものとみなす。

また、第5条により算出される額をもって、交付申請額とみなす。

(交付決定の通知)

第8条 規則第4条に定める交付の決定をしたときは、国保連へ交付対象者一覧を通知し、国保連が施設・事業所へ発送する「支払額通知書」をもって規則第6条に定める決定の通知とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告書は、規則第4条の交付決定があった場合においては、第7条に定める交付申請をもって提出があったものとみなす。また、この場合において、前条に定める国保連への交付対象者一覧の通知を基に、国保連が施設・事業所へ発送する「支払額通知書」をもって、規則第13条における額の確定通知とする。

(補助金の交付条件)

第10条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2)事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3)事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4)補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。
- (5)補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6)補助金の交付を受けようとする団体は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料および以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やか

に提示しなければならない。

- 一 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 89 条に規定する就業規則等
- 二 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

(交付申請の取下げ)

第11条 団体は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その申請した日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(効果報告)

第 12 条 団体は、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(以下「報告書」という。)を、次の一から三までに掲げる事項について、別紙様式3-1および別紙様式3-2により作成し、別途定める日までに知事に提出し、2年間保存することとする。

- 一 補助金の総額
- 二 賃金改善所要額

施設・事業所において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用の総額(aの額からbの額を差し引いた額をいう。)であって、一の額以上の額を記載する。

- a 介護職員等に支給した賃金の総額
- b 前年度の賃金の総額(第6条第1項第1号二b)

- 三 ベースアップ等による賃金改善の総額等

二のうち、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額および他の賃金項目による賃金改善額であって、介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。

(標準事務処理期間)

第 13 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3)規則第 13 条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 14 条 第 6 条の規定に基づく承認申請、第7条の規定に基づく交付申請、第9条の規定に基づく実績報告および第 12 条に基づく効果報告について、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(計画書の変更届出)

第 15 条 団体は、計画書に変更(次の各号のいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- (1)会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績および承継後の賃金改善に関する内容
- (2)複数の施設・事業所について一括して申請を行う団体において、当該申請に係る施設・事業所に変更(廃止等の事由による。)があった場合、別紙様式 2-1 の 2 および別紙様式 2-2
- (3)就業規則等を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合は、当該改正の概要

(特別事情届出)

第 16 条 団体は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。以下、本条において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次の各号の事項を記載した別紙様式 4 の特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)を届け出ること。

- (1)補助金の交付を受けている団体の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2)介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
- (3)当該法人の経営および介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- (4)介護職員等の賃金水準を引き下げることについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期および方法等

(留意事項)

第 17 条 補助金の申請を行う団体は次の各号に規定する内容に留意すること。

(1)補助金の停止

知事は、補助金の交付を受ける団体が一または二に該当する場合は、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

- 一 補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら第 16 条の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合
- 二 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合

(2)補助金の交付要件の周知・確認等

一 賃金改善方法の周知について

補助金の届出を行った団体は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。また、職員から補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

二 労働法規の順守について

補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

(その他)

第18条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業に適用する。

別表

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防)訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防)認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護老人福祉施設	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防)短期入所生活介護	1.4%
介護老人保健施設	0.8%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
介護療養型医療施設	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	0.5%
介護医療院	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

※介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。